

設立認可取消医療法人一覧表

No.	法人の名称	法人の所在地	認可取消年月日	備考
1	医療法人幸寿会	大阪府松原市天美東八丁目10番4号	平成30年8月1日	診療所／医科

※医療法第65条の規定による設立認可の取消。

医療法第65条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後1年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。